

賃上げを行う職員の範囲

a : 経験・技能のある介護職員

- ① 介護福祉士【必須要件】
- ② 勤続年数10年以上
【法人・事業所裁量で変更可能】

b : 他の介護職員

a以外の介護職員

c : その他の職種

- ・既に賃金が年額440万円超(特定加算がなくても年額440万円超)の者は対象外
- ・役員であっても事業所での職員としての勤務実績があれば対象となる

基本

「a」を設定し、そのうち一人以上は 月額8万円の賃上げ 又は 年収440万円以上の賃金(※) 増が必要

※「a」で、一事業所あたり既に賃金が年収440万円以上の人がいる場合は、新たに月額8万円以上の賃金を改善する者等を設定する必要はない。

する

「a」の設定

しない(例外的な運用)

- ・「a」と「b」と「c」の賃金改善平均につき4 : 2 : 1の配分比率を守る必要あり
ただし、「b」の平均賃金額が「c」の平均賃金額以上であれば「b」と「c」について、2 : 1の配分比率は守らなくてよい
- ・「c」の全員の賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以下であること

- ・設定しない合理的理由を「介護職員等特定処遇改善計画書」⑪欄に書く
(介護福祉士の資格をもつ人がいない場合や、比較的新しい事業所で研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要する場合など、合理的な理由が必要)
- ・「b」と「c」の賃金改善平均につき2 : 1の配分比率を守ること 等

「a」について

- ① 人数が法人の事業所数より少ない場合
- ② 月額8万円の賃上げ又は年収440万円以上の賃金増を一人以上設定することが出来ない場合
(設定する人数が法人の事業所数より少ない場合を含む)

※注1 賃金については、現行加算による改善額を含む

- ※注2 複数の事業所の改善計画書を法人が一括して作成する場合の留意点
 - ・「a」「b」「c」の賃金改善の比率について、4 : 2 : 1の配分ルールを法人全体で満たせばよい
 - ・「c」の全員の賃金改善後の賃金見込額が440年額万円以下であること
 - ・「a」の人数は法人内の事業所数以上であること
 - ・「a」の月額8万円の賃上げ又は年収440万円以上の賃金増を行う人数は法人内の事業所数以上であること

※注3 賃金改善対象人数について

- ・対象人数は常勤換算とする(「c」のみ実人数も可→それにより平均を抑制可)
- ・兼務の場合にどのグループに入れるかは法人の裁量で判断可
(常勤換算による分配も可。他の職種(「c」)に分配した場合は実人数可)

設定出来ない合理的理由を「介護職員等特定処遇改善計画書」⑪欄に書く

【参考資料】賃金改善実施期間について

年月	H31	R1										R2						月数
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
サービス提供期間	サービス提供期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				12	
	国保連 総額のお知らせ		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			12	
	加算支給月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		12	
賃金改善実施期間	サービス提供月と同じ期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				12	
	国保連のお知らせと同じ期間		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			12	
	国保連の振込と同じ期間			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		12	
	国保連から振込後の期間				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	

賃金改善実施期間 設定要件

- ① 賃金改善実施期間の長さは、加算支給月の月数と同じであり、連続した期間であること。
- ② 賃金改善実施期間の最初の月は、最初のサービス提供月以降の月であること。
- ③ 賃金改善実施期間の最後の月は、最後の加算支給月の翌月以前の月であること。
- ④ 前年度（平成30年度）処遇改善加算による賃金改善実施期間と重複しないこと。
- ⑤ 年度途中で処遇改善加算を始めた場合は、サービス提供月・加算支給月・賃金改善実施期間等の月数は短くなります。

例) 令和元年10月から処遇改善加算を開始の場合は、

◆サービス提供月：令和元年10月～令和2年3月 ◆加算支給月：令和元年12月～令和2年5月 月数：6か月

サービス提供期間の翌月には請求先である国保連より「加算総額のお知らせ」が届きます。なお、加算が支給されるのはサービス提供月の2か月後となります。

4月から加算を受ける場合
賃金改善実施期間の設定においては、サービス提供月数と同じ12か月間になります。

2019年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.2) の場合を除く

【問20】本来は10月から特定加算を算定し、これによる賃金改善を行うことになるが、法人・実施期間行書の賃金制度が年度単位であることに合わせるため、年度当初から特定加算を織り込んで賃金改善を行いたいと考えた場合、4～10月分の月分の賃金改善に特定加算を充てることは可能か。（例：10月から月2万円の賃金改善を行うのではなく、4月から月1万円の賃金改善を行う場合）

【回答】

- ・今般の特定加算については、年度途中から開始するものであり、給与体系等の見直しの時期が、年に1回である事業所等において、既に年度当初に今回の特定加算の配分ルールを満たすような賃金改善を行っている場合も想定される。
- ・こうした場合には、その年度当初から10月より前に行っていた賃金改善分について、介護職員等特定処遇改善加算を充てることも差し支えない。
- ・なお、当該取扱いを行う場合にあっては介護職員の賃金低下につながらないようにするとともに、事業所内でよく検討し、計画等を用いて職員に対し周知することが必要である。